

光地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する  
特定事業主行動計画

令和2年4月1日

光地区消防組合消防本部

消防長 赤 星 公 一

光地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、光地区消防組合が策定する特定事業主行動計画である。

## I 計画期間

計画の期間は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間とする。

## II 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため次のとおり目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

目標：令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数5日以上の割合を80%以上にする。

### Ⅲ 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

Ⅱの目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

#### (1) 職員への周知等

女性活躍推進対策に関する諸制度等について、職員への情報提供を行うとともに、啓発資料の作成、配布など職員への周知に努める。

#### (2) 休暇の取得推進

年間を通じて、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得を推進する。

### Ⅳ 女性職員の活躍の推進に向けた現状分析

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令に規定する状況把握項目のうち、11項目について課題分析を進め、状況を適切に把握して計画を策定した。

#### (参考1) 職員に占める女性職員の割合

基準【平成31年4月1日】	職員数	再任用職員	合計
全職員	110人	1人	111人
男性職員	106人	1人	107人
女性職員	4人	0人	4人
女性職員の割合	3.6%	0%	3.6%

#### (参考2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配偶者出産休暇取得率	88.9%	88.9%	100%	87.5%
育児参加のための休暇取得率	33.3%	22.2%	25.0%	12.5%